前橋市市税条例等の改正について

令和2年3月3日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市市税条例等の一部を改正する条例

(前橋市市税条例の一部改正)

第1条 前橋市市税条例(昭和26年前橋市条例第302号)の一部を次のように改正する。

第52条第2項各号列記以外の部分、第71条第2項各号列記以外の部分及び第124条の3第2項各号列記以外の部分中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

(前橋市介護保険条例の一部改正)

第2条 前橋市介護保険条例(平成12年前橋市条例第16号)の一部を次のように 改正する。

第10条第2項各号列記以外の部分中「前7日」を削る。

(前橋市国民健康保険税条例の一部改正)

第3条 前橋市国民健康保険税条例(昭和35年前橋市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項各号列記以外の部分中「納期限前7日」を「納期限」に改める。 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。